

第7章 計画の推進

1 市民・関係機関との連携

第3期障害者支援計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係機関の協働が欠かせないことから、障害のある人をはじめ、その家族、各種障害者施設、その他関係機関及び鶴ヶ島市障害者支援協議会と連携を密にし、計画の推進を図っていきます。

第5期障害福祉計画のサービス見込量や事業所の指定などについて、埼玉県障害福祉計画と必要な調整を図り、この計画が円滑に進むようにしていきます。

鶴ヶ島市障害者支援協議会とは

鶴ヶ島市における障害者等への支援体制に関する課題を共有し、市の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議です。

《協議事項》

地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること

困難な事例への対応のあり方に関すること

地域の社会資源の開発、改善等に関すること

委託相談支援事業者等の運営評価等に関すること

相談支援の体制整備に関すること

鶴ヶ島市障害者支援計画に関すること

《組織》

保健・医療関係者

教育・雇用関係機関

民生委員・児童委員

社会福祉協議会職員

障害者関係団体

障害者等、障害児の保護者又は介護者

障害福祉サービス事業者

学識経験者

2 情報の提供・広報

第3期障害者支援計画の基本理念である「ともに生きるやさしさのあるまち」を実現するためには、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのために、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法の趣旨や第3期障害者支援計画の内容の普及啓発に努めます。

また、この計画を推進するために、関係機関への第3期障害者支援計画の配付、市民センター・図書館などでの計画書の閲覧、インターネットホームページへの掲載などを通して、広く周知します。

3 計画の達成状況の点検及び評価

計画期間（平成30年度から平成32年度）の各年度において、達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づき見直しを行うなど、計画に掲げる目標の達成に向けて必要な対策を講じます。

また、点検・評価の際は、鶴ヶ島市障害者支援協議会などに意見を聴くとともに、その結果を公表します。

4 財源の確保

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠です。

これらの計画に設定した各種サービスごとの見込量を確保するために、行財政改革の実効性を高め、財政健全化を図ることはもとより、障害者福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、国や県の負担金・補助金など必要な財源の確保に努めます。